

Information

就労継続支援B型麦のゆめ、就労支援スタッフ募集！

特定非営利活動法人山脈では、就労継続支援 B 型「麦のゆめ」の就労支援スタッフを募集しています。詳しい業務内容、待遇等については、法人本部までお問合せ下さい。電話0279-54-2947

【麦のゆめ（就労継続支援B型）】

募 集	就労支援スタッフ 正職員
事 業	パンやお菓子の製造と販売、内職作業
業 務	パンやお菓子の製造・配達・販売、利用者の作業指導及び相談支援、記録等の事務など
勤 務	6時～17時の内の8時間
休 日	水曜日、日曜日、祝日 ※販売イベント等で休日勤務もあり
資 格	要自動車運転免許
待 遇	初任給 新卒者の場合（昨年実績） 高卒 168,000 円 短大・専門卒 178,000 円 大学卒 188,000 円 ※転職の場合、職務経験・年数により加算あり
その他	昇給あり、賞与あり（昨年実績 夏、冬、年度末の計3回） 各種手当、有給休暇、退職金共済加入、社会保険及び労働保険加入

新年度(令和4年)度賛助会員募集中！

「山脈」の設立趣旨に賛同し、私達の活動を応援してくれる方を募集します。一口 2,000 円で何口でもかまいません。昨年に引き続き、皆様の温かいご理解とご支援を宜しくお願い致します。

賛助会員 年会費 2,000 円(一口)

山脈ニュースをお届けします

賛助会員になられた方には、毎月、当法人の活動の内容をお伝えする「山脈ニュース」をお届けします。

発 行 特定非営利活動法人 山 脈 理事長 笹澤 繁男

住 所：〒370-3604 群馬県北群馬郡吉岡町大字南下 983-2(みやま工房内)

電 話：0279-54-2947 FAX：0279-54-9171

E-mail：rep@npo-yamanami.jp

URL：<http://www.npo-yamanami.jp/>

運 営 就労継続支援B型事業所「みやま工房」
就労継続支援B型事業所「麦のゆめ」
就労継続支援B型事業所「キッチンハウスみやま」
グループホーム「ハーモニーやまなみ」1号・2号・3号・5号・6号

(文責：笹澤賢一)

NPO
法人

山脈ニュース

2022.12

No.233

実りの秋、みやま工房の農業班は収穫の最盛期を迎えました！

稲刈りから始まり、長ネギ、サツマイモの収穫とみやま工房の農業班は収穫の最盛期を迎えました。毎年、みやま工房の農業班は、キッチンハウスみやまの弁当事業や近隣のグループホームさんにお米の販売をしています。今年も美味しいお米が採れましたので、是非、お買い上げ頂きたいと思います。

長ネギはこれから冬にかけて近くにあるファームドゥさんに納品し、群馬県内はもとより首都圏をはじめ多くの店舗で販売して頂いています。お近くのファームドゥさんの店舗に行かれた際には、長ネギ売り場をのぞいてみて下さい。生産者のラベルにみやま工房と印刷された長ネギがあるはずですよ。そして、その長ネギをお買い上げ頂き、これからの季節は鍋物にお使い下さい。とても美味しいですよ。

また、今年は収穫したサツマイモを使った乾燥芋作りに挑戦します。まだまだ、手探りですが利用者さん達の新たな作業になり、工賃向上に繋がるのではないかと期待しています。

これからますます寒さが厳しい季節になりますが、みやま工房の畑ではブロッコリーの栽培などもしています。この冬も利用者さん達と一緒に寒さを乗り越え、畑仕事を頑張りたいと思います。



冬の風物詩、沼田産のリンゴを使ったパンやお菓子、近日販売！

10月初旬に麦のゆめでは沼田市にある高橋りんご園さんより紅玉リンゴを仕入れてきました。今年もこの甘酸っぱいリンゴを加工し、パンやパイなどを作ります。冬季限定、また、作れる数に限りのある商品ですので早めにご予約を頂きますと確実にご購入できます。詳しくは、麦のゆめまでお問合せ下さい。



11月1日より、キッチンハウスみやまのお弁当の価格を改定！

11月1日よりキッチンハウスみやまのお弁当に値段を改定させて頂きました。ロシアによるウクライナ侵攻等による物価高騰に伴い、お弁当の食材、容器、水光熱費、燃料費等の値上がりが見込まれます。これまで何とか価格据え置きで頑張って参りましたが、経費の増により収益が圧迫され続け、キッチンハウスみやまにとって最も大切な利用者さん達の工賃にも影響が出てきました。価格は改定しますが、これからも手作りのお弁当にこだわり品質の維持に努めて参りますので、何卒ご理解の程、宜しくお願致します。

【きょうされん群馬支部レポート】

「優生保護法問題の全面解決をめざす10.25全国集会」に参加してきました！

～命に優劣はない！優生思想を断ち切り、差別のない未来へ！～

10月25日（火）、日比谷公園大音楽堂で「優生手術被害者・家族の会」、「全国優生保護法被害弁護団」「優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会（略称：ゆうせいらん）」が共同主催となった「優生保護法問題の全面解決をめざす10.25全国集会」が開催されました。

私もきょうされん群馬支部を代表して集会とデモ行進に参加してきましたのでご報告いたします。

当日のお天気は、朝のニュースでも12月中旬並みと予報されるほど曇天で北風が吹く寒い日でしたが、屋外の日比谷公園大音楽堂には、1300人あまりの全国から支援団体の関係者、障害当事者の方々が集い、とても熱気のある集会となりました。

ステージには、全国各地の裁判で闘っている原告者やその家族の方々が登壇し、優生手術による受けた苦しみや辛さを語り、また、各地での裁判の状況報告がなされました。優生手術により身体を傷つけられただけでなく、子供を授かり家族を持つという夢や希望までも奪われた悲しみ、そして、それが国の法律によるものだったと知った時の憤りをご本人によりお聞きし、改めてこの優生保護法問題の深刻さを感じました。

連帯の挨拶では、元宮城県知事の浅野史郎さん、一般社団法人LGTB情報センター（注）の代表理事の尾辻かな子さん、作家であり活動家の雨宮処凛さんが登壇され各々の想いを語られました。そして、超党派議連の代表の福島瑞穂参院議員（社民党）からも国会審議が忙しい中、壇上に駆け付け熱い応援メッセージを頂きました。

「優生保護法の全面解決に向けて」と題した特別シンポジウムでは、シンポジストとして優生保護法被害弁護団の新里宏二さん、松浦恭子さん、優生連から利光恵子さん、藤原久美子さんが登壇し、コーディネーターの藤井克徳さんの進行で、「優生保護法の問題」、そして「全面解決とは何か」について語られました。特に冒頭で藤井克徳さんが発した「優生保護法問題は日本最大の人権侵害」という言葉が印象的でした。今回、全国集会に参加し、「優生保護法問題は「ハンセン病におけるらい予防法」と同様に国家による日本最大の人権問題だと思いました。そして、全国集会は、優生連の事務局次長の池澤美月さんの集会アピールでクライマックスを迎えました。集会アピールの全文を右頁に掲載させて頂きました。

全国集会の終了後は、いよいよデモ行進です。1300人が列を連れ、横断幕、旗、そして、プラカードなどを掲げながら、「いのちをわけない社会をつくろう」「優生保護法解決しよう」「国は責任とれ」「人権侵害許さない」「優生保護法終わっていない」と声を挙げながら、日比谷公園から財務省、官邸前、衆参議員面会所前、国会図書館前を抜け自由民主党本部のある永田町まで行進しました。衆参議員面会所前では社民党、立憲民主党、共産党等の議員さん達が建物の外まで出てきて手を振りながら応援してくれる姿が印象的でした。

今回の全国集会の会場には多くの報道関係者と報道カメラが入りました。この優生保護法問題については知らない方がたくさんいます。是非、この全国集会が各メディアやニュース等で取り上げられ多くの方々に関心をもってもらえるきっかけになればと思います。また、全国には、自分が受けた手術、そして、障害のあるご家族が受けた手術が国の定めた優生保護法によるものと知らずに、これまで辛い人生を過ごしてきた方々が多くいます。この全国集会の報道を通じて、その被害者であると声をあげるきっかけになればと思います。

1996年、優生保護法は障害者差別となる優生思想に基づく部分を削除され法律名も母子保護法に改められました。2019年には「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が制定されました。しかし、これで優生保護法の問題が解決したわけではありません。

長年に渡り、優生保護法は障害者差別の根源とも言える優生思想を助長してきました。国はその過ちを認め、すべての被害者に対し謝罪と補償しなければなりません。そして、この問題の実態調査・検証を行い、再発防止策を講じ「差別のない社会」「いのちをわけない社会」をつくるのがこの優生保護法問題の全面解決だと思います。

（笹澤賢一）

（注）一般社団法人LGTB情報センターは、性的マイノリティ（以下「GLBT」と称する）に関する政策情報を取りまとめ、普及啓発・相談・支援活動を通じてLGBTに関する政策提言をすすめることを目的とし、その活動に資するために活動している団体。「GLBT」とはレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの総称です。

優生保護法問題の全面解決をめざす10.25全国集会 アピール

優生保護法は、1948年から1996年までの48年間存在し、障害のある人たちを中心に強制不妊手術や中絶手術を強要された被害者は、厚生労働省の公表で約8万4千人とされています。

原告の多くは、2018年にはじまった仙台地裁の裁判報道や全日本ろうあ連盟の実態調査で、自分が受けた手術が優生保護法によるものだと知りました。2022年9月26日には、25人の原告に加え、新たに6人が提訴しています。原告らは、裁判で、すさまじい過去を語り、「元の体に戻して欲しい」「同じ過ちを二度と繰り返さないで」と訴えました。原告らの憤り、差別や偏見の中で生きてきた苦しみ、裁判を通じて明らかになりました。

津久井やまゆり園の殺傷事件をはじめ、障害のある人に対する虐待事件や心無い差別は後を絶ちません。このことは、優生保護法の条項「この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」とは無関係だとは思えません。優生保護法は、障害のある人たちの人権を奪っただけではなく、社会に誤った障害観を植え付け、優生思想を根付かせてしまったのです。

この法律をつくった国会議員、それを運用し強制手術に関わった行政、医療関係者、そして、地方裁判所の裁判官たちは、どんな思いで原告の訴えを聞いたのでしょうか。福祉、教育、メディア関係者、市民の多くも、ここに集う私たちもどこまで真剣にこの問題に向き合ってきたでしょう。

被害者は高齢になり、原告のうち5人が亡くなりました。解決に向けて一刻の猶予も許されません。私たちは、今日の集会で「優生保護法問題は終わっていない」こと、障害のある人への根深い差別や優生思想を、自分の問題として考える大事さを、改めて確認しました。

私たちは優生保護法問題の全面解決のために、過去の過ちを見直し、原告と被害者の人権と尊厳を取り戻し、「いのちをわけない」未来を創るために、国に以下のことを求めます。

1. 国は責任を認め、被害者すべてに謝罪と補償、そして人権と尊厳の回復を求めます。
2. 優生保護法の被害実態の調査・検証、再発防止策の確立を求めます。
3. 国は2022年2月22日大阪高等裁判所、3月11日東京高等裁判所の判決に対する上告を直ちに取下げ、すべての裁判で原告の訴えを認め、裁判の終結を求めます。
4. 改正後も被害を生み出している優生保護法問題の解決をめざし、差別のない、いのちをわけない社会をつくる施策の検討のため、被害者、障害当事者、関係団体及び弁護団等との継続的な検討協議の場を求めます。

2022年10月25日

優生保護法問題の全面解決をめざす10.25全国集会参加者一同

【優生保護法とは】

優生保護法は、1848年から1996年まで存在した日本の法律。優生思想・優生政策上の見地から不良な子孫の出生を防止することと、母体保護という二つの目的を有し、強制不妊手術、人工妊娠中絶、受胎調整、優生結婚相談などを定めた。この法律によって多くの障害者が強制不妊手術をされた。1996年、障害者差別となる優生思想に基づく部分を削除し母子保護法に改められた。宮城県の女性が知的障害を理由に手術をされたことは憲法違反だったとして国家賠償請求を起こしたことをきっかけに、全国各地で被害者による提訴、また被害の実態の掘り起こしが進められている。

